平成２４年（フ）第２５０号
茨城県土浦市虫掛3300番地　虫掛アパート203号室
債務者　佐藤　武紀
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４１６号
千葉県印西市浦幡新田67番地４　ハッピーハイツⅡ208号室
債務者　齊藤由里子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５号
千葉県富里市七栄284番地15　グリーンパール203
債務者　鷲　　英夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５３号
千葉県木更津市高砂３丁目６番19号　ソレイユイワネ105
債務者　藤原　孝幸
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４９６号
金沢市田井町13番18号　田井ハウス102号、居所愛知県東海市加木屋町論田５番３号レオパレスロンデンＢ105室、従前の住所金沢市桜町23番32号
債務者　中山　洋平
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５０７号
金沢市駅西本町２丁目５番７号、従前の住所石川県白山市千代野南２丁目３番地１
債務者　西山美奈子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
金沢市直江町ロ22番地　サンマール城西205号
債務者　石川　房子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
山梨県甲府市後屋町75番地１　ミリールＧｏｔｏ101号室
債務者　長尾真梨子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
長野県北安曇郡松川村6465番地７
債務者　酒井　茂雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７５号
長野県安曇野市穂高北穂高750番地
債務者　柿本　　聡
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３６７号
岐阜県羽島郡笠松町北及1647番地
債務者　金森　由英
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４９５号
岐阜市西荘２丁目４番38―301号、住民票上の住所岐阜市萱場南１丁目13番19―305号ベアフィールド
債務者　小中規世子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４９６号
岐阜市萱場南１丁目13番19―305号　ベアフィールド
債務者　小中　昭子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３号
岐阜市柳津町南塚１丁目61番地１　メゾンヤスダＡ号室、申立時の住所岐阜市江添３丁目１番９―103号　ルミエール浅野
債務者　岩野　理央（旧姓砂倉）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目33番地
債務者　杉山製作所こと　杉山　保雄
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目33番地
債務者　杉山　春美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４号
三重県伊賀市上之庄1316番地の１、前住所三重県鈴鹿市中旭が丘３丁目11番36号
債務者　松井　紀浩
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
津地方裁判所伊賀支部